

減額及び支払停止措置について

1 変更にあたっての考え方

- ・サービス購入料一体不可分の考え方は維持する。
- ・サービス購入料一体不可分のスキームでは減額より厳しいとされる支払停止措置を脱水ケーキの不法投棄の場合に限定する。
- ・減額割合の上限をサービス購入料全体の50%までとし、減額が施設整備費部分に及ぶ可能性を残す。
- ・排水処理業務のうち返送水濁度及び送泥停止部分については、業務要求水準未達の場合その部分の改善はできないことから減額のみに対応とする。35%脱水性能については、業務要求水準未達であっても提案運転含水率が確保されており、一定期間内に改善されていればよいことから、減額割合の上限と同じ額を支払停止し、改善された場合は全額支払う対応とする。
- ・脱水ケーキの再生利用については、緊急避難としての埋立を容認することから、不法投棄については最も厳しいサービス購入料全体の支払停止措置をとる。埋立の場合は、当該必要経費は事業者負担とし、再生利用業務費のうち脱水ケーキ管理費のみ支払い、搬出運搬費及び再生利用費は支払停止する。

2 全体概要比較表

		入札説明書（新）	実施方針公表時（旧）
排水処理業務	減額	サービス購入料の50%まで	サービス購入料の100%まで
	支払停止	原則としてなし	サービス購入料全体
再生利用業務	減額	サービス購入料の100%	サービス購入料の100%まで
	支払停止	不法投棄に限定	サービス購入料全体

3 詳細比較表

		入札説明書（新）		実施方針公表時（旧）
排水処理	返送水濁度及び送泥停止時間	減額	サービス購入料の50%まで	サービス購入料の100%（支払停止四半期の翌四半期も10ppを超えた場合） サービス購入料の15%（支払停止四半期の翌四半期が10pp以下の場合） サービス購入料の14%まで（支払停止に至らない場合の最大減額割合）
		支払停止	なし	サービス購入料全体
業務	35%脱水性能	減額	なし	サービス購入料の100%（支払停止四半期の翌四半期も改善されない場合） サービス購入料の15%（支払停止四半期の翌四半期に改善された場合）
		支払停止	サービス購入料の50%まで支払停止 改善された場合 支払停止額の全額を支払う。	サービス購入料全体
再生利用業務	減額	不法投棄の場合のみサービス購入料の100%（支払停止四半期分） 契約解除	サービス購入料の100%（支払停止四半期以降も改善されない場合） 契約解除 サービス購入料の10%（支払停止四半期の翌四半期以降に改善された場合、支払停止四半期から改善された四半期までの全期間）	
	支払停止	不法投棄の場合 サービス購入料全体の支払停止 協議による埋立の場合 サービス購入料の再生利用業務費のうち脱水ケーキ管理費のみ支払う。埋立経費は事業者負担	サービス購入料全体	